

2009年12月

国際金融公社 (International Finance Corporation)

国際金融公社
2014年6月23日満期ブラジル・リアル建円貨決済債券

販売説明書

本販売説明書(以下「本書」といいます。)は、国際金融公社が一般に公開している情報を基に、売出人により日本国の投資家の便宜のために作成されたものであって、上記債券の販売に関するすべての情報を記載したのではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳または記載したものです。

本書中の「債券の要項」は、国際金融公社のグローバル・メディアム・ターム・ノート・プログラムに関する2008年6月3日付発行目論見書(GMTN Prospectus、その後の修正および補足を含み、本書中において、「発行目論見書」といいます。)中の債券の説明の抜粋の日本語訳に、本債券(以下に定義します。)に適用される最終条件書(Final Terms)の内容を組み込んで作成されています。本債券の発行者である国際金融公社は本書の作成にかかわっていません

<お客様のご負担となる費用について>

- 本債券を募集・売出し等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の買付または売却にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて売出人が決定する為替スプレッドを加味した為替レートを適用するものとします。当該スプレッドについてのご質問は売出人担当者もしくは最寄の店頭にお尋ねください。
- 本債券の利息および償還金は、支払い時の一定の相場に基づき、一定の算式により換算された円で支払われます。（下記「債券の要項」中の「3. 本債券の利息」および「4. 償還および買入れ (a) 満期償還」をご参照ください）。

<その他ご留意いただく事項>

- 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行って下さい。
- 本債券のお申込みにあたっては本販売説明書および契約締結前交付書面をご覧のうえ、それらの内容を十分に読み、ご投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

本債券についてのリスク要因

本債券への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本債券へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因およびその他のリスク要因を検討すべきである。ただし、以下の記載は本債券に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したのではない。

本債券に関して支払われる金額

本債券はブラジル・レアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・レアルで表示されるが、その支払いは、支払い時の一定の相場に基づき換算された円によって行われるため、支払われる円金額は外国為替相場の変動により影響を受ける。ブラジル・レアルは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、より大きく変動する。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがある。例えば、本債券の取得時に、外貨建て元本1万ブラジル・レアルで買付為替レートが1レアル当り50円であった場合、償還時に為替レートが1レアル当り45円となった場合には元本は5万円毀損する。また、利払い時の為替レートが取得時よりも円高に振れた場合には、利息金額が期待よりも下回る可能性がある。

日本円、ブラジル・レアル間の為替レート

上述のとおり、日本円、ブラジル・レアル間の為替レートの変動は、ブラジル・レアルによる利息支払額および元金支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、従って、利息支払の日または償還期限前の本債券の価値にも影響を及ぼす。通常の状態のもとでは、本債券の日本円建ての相当価値は、ブラジル・レアルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

金利

本債券については、固定利息額がブラジル・レアルで表示される。従って、償還前の各本債券の価値はブラジル・レアルの金利の変動の影響を受ける。通常の状態のもとでは、本債券の価値は、ブラジル・レアルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

不確実な流通市場

本債券の活発な流通市場は確立されていない。発行者（国際金融公社）および日本国における売出しに関連する売出人は、本書に基づいて売出された本債券につき買取る義務を負うものではない。また、発行者および売出人は、特に必要のない限り、本債券の所持人向けに流通市場を創設するため本債券の売買を行う予定もない。従って、本債券は非流動的であるため、本債券の所持人は、本債券をその償還前に売却することができない場合がありうる。

信用リスク

発行者の財務・経営状況が著しく悪化した場合、発行者の本債券の元利金の支払に悪影響を及ぼす可能性がある。発行者の格付は、その債務支払能力を評価したものである。

カントリーリスク

本債券には、ブラジル連邦共和国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、また規制の変更等によって、通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性など、先進国の通貨建ての債券に比べて相対的に大きなカントリーリスクが内在する。従って、市場の流動性が極端に低下している場合には、既に購入した本債券の売却等にあたり円貨での対応ができない可能性がある。

税金

将来において、本債券についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本債券の取引価値の変動が、一部または全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本債券の購入を検討している投資家は、個々の状況を鑑みて、本債券への投資が適切であるかを十分に考慮した後に限り、投資判断を下すべきである。

目 次

	頁
売出要項	1
債券の要項	2
包括様式の本債券に関する条項の概要	8
課税上の取扱い	9
その他	10
国際金融公社の要約情報	11

国際金融公社(以下「IFC」または「発行者」といいます。)は1956年に設立された国際機関であり、その本部所在地はアメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントンです。

IFCは2008年11月12日付の情報説明書(Information Statement)(以下「情報説明書」といいます。)を公表しており、情報説明書には、IFCの業務、資本構成、管理、国際金融公社協定および法的地位等が記載されており、IFCの2008年6月30日現在の監査済財務諸表が含まれています。また、IFCは、「Consolidated Financial Statements June 30, 2009」と題する文書(以下「2009年6月30日財務諸表」といいます。)および「Management's Discussion & Analysis and Condensed Consolidated Quarterly Financial Statements September 30, 2009 (unaudited)」と題する文書(以下「2009年9月30日マネジメント・ディスカッション」といいます。)を開示しております。

情報説明書および2008年6月3日付発行目論見書はIFC本部(International Finance Corporation's principal office, 2121 Pennsylvania Avenue, N.W., Washington, D.C. 20433, Attention: Treasury Department, 電話 1-202-458-9230)を通じて、またこれらの文書ならびに2009年6月30日財務諸表および2009年9月30日マネジメント・ディスカッションは、インターネット(インターネットアドレス:<http://www.ifc.org/investors/>)より入手可能です。

売付けの申込または買付けの申込の勧誘が承認されていない法域において、または売付けの申込または買付けの申込の勧誘が違法となる者に対しては、本書は、本債券の売付けの申込または買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。

本債券は、国際復興開発銀行の債務でなく、またいかなる政府の債務でもありません。

本書において、「ブラジル・レアル」および「レアル」は、ブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジル・レアルを意味します。

国際金融公社

2014年6月23日満期ブラジル・リアル建円貨決済債券

売 出 要 項

売 出 債 券 の 名 称	国際金融公社 2014年6月23日満期ブラジル・リアル建円貨決済債券 (本書中において「本債券」という。)		
記 名 ・ 無 記 名 の 別	無 記 名 式	売 出 券 面 総 額	866万リアル (注1)
各 債 券 の 金 額	10,000リアル	売 出 価 格	額面金額の100%
売 出 価 格 の 総 額	866万リアル	利 率	8.30% (注2)
償 還 期 限	2014年6月23日 (ロンドン時間)	売 出 期 間	2009年12月1日から 2009年12月17日まで
受 渡 期 日	2009年12月22日	申 込 単 位	10,000リアル単位
申 込 取 扱 場 所	売出人各々の日本における本店および各支店 (注3)		

(注1) 本債券の発行額面総額は、866万リアルです。ただし、発行額面総額、売出券面総額および売出価格の総額は、2009年12月11日頃までに増額される可能性があります。最終的な発行額面総額、売出券面総額および売出価格の総額については、2009年12月14日以降に売出人にお問い合わせください。

(注2) 本債券についての付利は、2009年12月22日（その日を含む。）から開始されます。利息額は円で支払われます。実際に支払われる利息額については、下記「債券の要項」中の「3. 本債券の利息」の項を参照下さい。

(注3) 本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされます。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければなりません。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の券面の交付は行われません。なお、本債券の券面については、下記「包括様式の本債券に関する条項の概要」を参照下さい。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受けます。合衆国税務規則により許容された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはなりません。

(注4) 本債券はIFCのグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、ユーロ市場で募集され、2009年12月21日（以下「発行日」という。）に発行されます。同プログラムにはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズよりAAA、およびムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクよりAaaの格付が付与されています。

本債券は、いかなる取引所にも上場される予定はありません。

債券の要項

概 要

本債券は、2008年6月3日付のIFCとシティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店およびその他の代理人との間のファシリティに関する修正再表示包括代理契約（本債券の発行日付の修正および追補を含み、以下「包括代理契約」という。）に基づき、かつ、IFCによる本債券に関する約款（以下「約款」という。）の利益を受けて、発行される。包括代理契約には本債券および当該債券に関する利札の様式が含まれている。本債券の包括代理人および支払代理人は、それぞれ以下「包括代理人」および「支払代理人」（かかる表現には、包括代理人および本債券に関してIFCがその時々指名する追加の支払代理人を含む。）という。本債券の債権者（下記に定義される。）および利札所持人は、包括代理契約、約款および最終条件書のすべての条項に拘束され、了知しているものとみなされる。包括代理契約および約款の写しは包括代理人および支払代理人（下記「5. 支払い」において定義する。）の指定営業所において閲覧が可能である。

「債券の要項」において、本債券の債権者とは、無記名式本債券の所持人をいう。

1. 様式、券面種類、権原および通貨

本債券は無記名式とし、額面金額は10,000レアルの1種とする。

本債券は当初、利札の付されない無記名式仮大券（以下「仮大券」という。）により表章され、発行日に、ユーロクリア・バンク・エスエー / エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム」という。）の共通預託機関に預託される。

本債券およびかかる債券に添付の利札に対する権利は本債券および利札を交付することにより移転する。

IFC、包括代理人および支払代理人は、支払いその他のすべての目的のために、本債券の所持人および利札の所持人を（かかる債券または利札の支払期日が経過したか否かに拘らず、かつ所有権、信託もしくはその持分に関する通知、その記載、または過去の盗難もしくは紛失に関する通知に拘らず）本債券および利札の完全な所有者とみなし、そのように取扱うことができる。当該所持人に対する本債券または利札に関するすべての支払いは有効とみなされ、かかる支払いが行われた金額を限度として、当該本債券または利札に関するIFCの債務を有効に消滅させる。

本債券の元金および利息はレアルで表示され、その支払は、支払時の一定の相場に基づき換算された円によってなされる。

2. 本債券の地位

本債券はIFCの直接、無条件、かつ無担保の一般債務であり、本債券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、その他残存するすべてのIFCの無担保かつ非劣後の借入金債務と同順位である。

本債券は、国際復興開発銀行の債務でなく、またいかなる政府の債務でもない。

3. 本債券の利息

各本債券に関する利息は、額面金額に対して、上記「売出要項」記載の利率で、2009年12月22日（その日を含む。以下「付利開始日」という。）から付され、2010年6月23日を初回とし、償還期限である2014年6月23日を最終回とする、毎年6月23日および12月23日（それぞれの日を、以下「利払日」と

いう。)に、付利開始日(その日を含む。)またはある利払日(その日を含む。)から翌利払日(その日を含まない。)までの各期間(それぞれを「利息期間」という。)について支払われる。各利息期間についての利息額は、額面金額10,000レアルの各本債券について、415.00レアル(初回利払日である2010年6月23日の場合、417.31レアル)であるが、かかるレアル額は、適用ある決定日に決定代理人により以下の算式に従って決定される円額で支払われる。

初回利払日である2010年6月23日の場合

417.31 レアル × 為替参照レート (1円未満四捨五入)

それ以外の各利払日の場合

415.00 レアル × 為替参照レート (1円未満四捨五入)

用語の定義

本書において、以下の用語は、そこに記載された意味を有する。

「為替参照レート」とは、為替参照レート決定日に関し、各為替参照レート決定日の午後6時(サンパウロ時間)頃のPTAXレートのアスクサイドの逆数(小数第三位を四捨五入)を意味する。

「PTAXレート」とは、ある為替参照レート決定日に関して、取引コードPTAX 800(“Consultas de Cambio”またはExchange Rate Enquiry)のOption 5、“Venda”(“Cotacões para Contabilidade”または“Rates for Accounting Purposes”)としてSISBACENデータ・システム上にブラジル中央銀行が記録し、ブルームバーグページ<BZFXJPY index>(またはかかるレートを表示する目的のその承継ページ)に表示される1円当りのレアルの数値として表示されるレアル円商業レートを意味する。

「為替参照レート決定日」とは、適用ある利払日または償還期限の5営業日前の日を意味する。

「営業日」とは、ロンドン市、東京都、ニューヨーク市およびサンパウロ市において、銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日(土曜日および日曜日を除く。)を意味する。

「計算代理人」とは、シティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店を意味する。

為替参照レートの計算の責めを負う「決定代理人」とは、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーを意味する。

実務的に合理的にできる限り早く、決定代理人は、要求される決定を行い、決定された金額を発行者および計算代理人に通知する。決定代理人はすべての決定を誠実かつ商業的に合理的な方法によって行う。

価格参照元障害が関連する為替参照レート決定日(または、かかる為替参照レート決定日のためのレートが関係価格ソースより通常公表もしくは発表される日)に発生しており、継続している場合、為替参照レートは、最初に適用される障害代替規定に従って決定されるかかる為替参照レート決定日に適用される為替レートとする。

「価格参照元障害」とは、関連する為替参照レート決定日(または、かかる為替参照レート決定日のためのレートが関係価格ソースより通常公表もしくは発表される日)に為替参照レートを取得することが不可能であることを意味する。

「障害代替規定」とは、障害代替規定1および障害代替規定2のそれぞれを意味する。価格参照元障害発生後、為替参照レートを決定する場合、決定代理人は、最初に、障害代替規定1を適用して為替参照レートを取得するよう試みる。障害代替規定1の適用によっては為替参照レートが得られない場合、決定代理人は、障害代替規定2を適用して為替参照レートを決定するよう試みる。

「障害代替規定1」とは、ある為替参照レート決定日に関し、かかる日にPTAXレートに関し、価格参照元障害が生じている場合、かかる日の為替参照レートは、米ドル/円参照レートを米ドル/レアル参照レートで除して得られるクロス・カレンシー為替レートを基準に導き出されるレート(小数第三位を四捨五入)となることを意味する。

「米ドル/円参照レート」とは、ある為替参照レート決定日に関して、関連する為替参照レート決定日の午後4時頃（ニューヨーク時間）または実務的にその直後のロイタースクリーン”JPNW”（またはかかるレートを表示する目的のその承継ページ）に公表される1米ドル当たりの円の数値として表示される米ドル/円為替レートのビッドサイドの数値を意味する。

「米ドル/リアル参照レート」とは、ある為替参照レート決定日に関して、関連する為替参照レート決定日の午後3時45分頃（サンパウロ時間）または実務的にその直後のEMTAのウェブサイト（www.emta.org）上の「BRL12」スクリーンで公表される1米ドル当たりのリアルの数値として表示される米ドルのための米ドル/リアル特定為替レートを意味する。

「EMTA」とは、エマージング・マーケット・トレーダーズ・アソシエーションを意味する。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国ドルを意味する。

「障害代替規定2」とは、米ドル/リアル参照レートまたは米ドル/円参照レートに関して、価格参照元障害が生じている場合、決定代理人が、関連する為替参照レート決定日の為替参照レートを、その独自の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法により決定することを意味する。

各本債券には、償還期限後は利息を付さない。ただし適式な呈示に拘らず、元金の支払いが不当に差控えられまたは拒絶される場合を除く。かかる場合には、判決の前後を問わず、関連日（下記「7. 時効」に定義される。）まで、上記の利率および計算方法による利息が継続して付される。

利払日以外の日に終了する期間の利息の計算が必要な場合には、各本債券の利息額は、その額面金額10,000リアルに上記の利率（年率）を乗じて得られた積の値に、下記の算式に基づき当該期間の日数を360で除して算出される商を乗ずることにより得られる積の値のブラジル・リアル額とする。ただし、得られた利息額の値は、0.01リアル未満を四捨五入または関係市場の慣行に従って処理の上、0.01リアルの位まで求められる。さらに、算出されたブラジル・リアル額は、為替参照レートを乗じて得られる円貨（1円未満四捨五入）で支払われる。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y₁」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M₁」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D₁」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D₁は30になる。

「D₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D₁が29より大きい数字の場合、D₂は30になる。

4. 償還および買入れ

(a) 満期償還

償還期限までに償還または買入消却されていない限り、各本債券は、その償還期限に償還される。

各本債券についての償還額は、額面金額10,000リアルの各本債券について、10,000リアルであるが、かかるリアル額は、償還期限直前の為替参照レート決定日に決定代理人により以下の算式に従って決定される円額（以下「満期償還額」という。）で支払われる。

$$10,000 \text{ リアル} \times \text{為替参照レート} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

「償還期限」とは、2014年6月23日をいう。

(b) 買 入 れ

IFCはいかなる時においても、公開市場その他において、本債券を買入れまたはその他の方法により取得することができる。IFCが買入れまたは取得した本債券は保有もしくは再売却することができ、また、IFCの裁量により、本債券付属のまたは一緒に買入れた期限未到来の利札とともに、消却のため包括代理人に引渡すことができる。買入れが入札で行われる場合は本債券の所持人すべてに同等の機会を与えねばならない。

(c) 消 却

IFCがまたはIFCのために買入れたすべての本債券は、各本債券をすべての期限未到来の利札とともに包括代理人に引渡すことにより、消却することができる。かかる場合、引渡された本債券は(付属のまたは同時に引渡された期限未到来の利札とともに)、IFCが償還したすべての本債券とともに、直ちに消却される。

消却のため引渡され、または消却済の本債券は、再発行または再売却を行うことはできず、IFC はかかる債券に関する債務から免責される。

5. 支 払 い

本債券の元金金の支払いは、合衆国外に所在する支払代理人の所定の支払場所において、それぞれかかる本債券および利札（以下の記述に服する。）の呈示および引渡しと引換えに、東京都所在の銀行宛振出の円建小切手により、または所持人の選択により、東京都所在の銀行に受取人が保有する円口座に振込むことによりなされる。

大券により表章される本債券の元金金の支払いは、上記の確定債券に関して記載された方法、その他当該大券に記載の方法により、支払代理人の所定の支払場所で当該大券の呈示または引渡しと引換えになされる。当該大券の呈示または引渡しに対してなされる支払いの記録は、元金の支払いおよび利息の支払いとを区別して、当該大券上に支払代理人によりなされ、かかる記録は、当該支払いがなされた旨の一応の証拠となる。

すべての支払いは、いかなる場合も適用される金融その他の法令および指令に従う。当該支払いに関して、手数料または費用が本債券の所持人または利札の所持人に請求されることはない。

IFC は当初、下記の銀行を包括代理人および主支払代理人として指名し、下記の住所をその所定の支払場所として指定する。

包括代理人兼主支払代理人
Citibank, N.A., London Branch
(シティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店)
21st Floor, Citigroup Centre
Canada Square, Canary Wharf
London E14 5LB

IFC は、包括代理人またはその他の支払代理人の指名を随時取り消すことができ、代替の包括代理人または追加もしくはその他の支払代理人を指名することができる。ただし、IFC は、包括代理人およびヨーロッパの都市に所定の支払場所を有する支払代理人を維持する。上記の変更および支払代理人として行為をする支払場所の変更の通知は、下記「12. 通知」の規定に従って本債券の所持人に対して速やかになされる。

本債券の償還期日に、本債券に関する期限未到来の利札は、付属しているか否かに拘わらず無効となり、かかる利札に対する支払は行われぬ。

本債券または利札に関する支払期日が関連営業日でない場合、かかる支払期日は、翌関連営業日となる。ただし、翌関連営業日が、翌暦月の日となる場合、かかる支払期日は、直前の関連営業日となる。本債券の所持人は、かかる支払期日の調整による利息その他の支払いを受ける権利を有さない。本段落において、「関連営業日」とは、(i) 関連呈示場所ならびに (ii) ロンドン市、東京都、ニューヨーク市およびサンパウロ市において商業銀行および外国為替市場が営業を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

円が、日本国政府によって公的もしくは私的債務の支払に使用されなくなった場合、または当該国の公共機関によってもしくは国際的銀行間取引において取引の決済のために使用されなくなった場合、または本債券の元利金の支払期日の到来時に、IFCの制御できない状況の結果としてIFCが利用できないと考えられる場合には、IFCはかかる支払にかかる支払の2営業日前の日のニューヨーク連邦準備銀行が公表するニューヨーク市における正午の米ドルによる当該通貨の電信為替買相場に基づいて、またはかかる相場が当該2営業日前の日に利用不能の場合もしくは公表されない場合は当該2営業日以前で決定代理人が利用可能な直近の相場に基づいて、米ドルでなすことによりかかる支払に関するIFCの義務を履行することができる。かかる状況下でかかるその他の通貨または米ドルでなされた支払は、有効な支払となり、本債券に関して債務不履行となることはない。本段落の適用において、営業日とは、ニューヨーク連邦準備銀行がニューヨーク市において業務を行っている日をいう。

6. 租 税

本債券およびその利息は、一般に課税を免れるものではない。

国際金融公社協定上、IFCは、加盟国により本債券に関して課される税金について控除または支払いを行う義務を有しない。従って、本債券に係る元利金に関する支払いは、かかる税金に関する控除なしに財務代理人に対してなされる。国際金融公社協定上、本債券に係る元金および利息に関する支払いは、加盟国により (i) IFCが発行したことのみを理由として本債券に対して不利な差別を設ける租税、または (ii) 本債券が発行され、支払われ、もしくは支払われるべき場所もしくは通貨またはIFCが維持する事務所もしくは業務所の所在地を唯一の課税上の基準とする租税を課されることはない。

7. 時 効

IFCに対する本債券および利札に関する支払請求権は、かかる支払いについての関連日より元本に関しては10年以内および利息に関しては5年以内にかかる請求がない場合は、時効が到来し、無効となる。「債券の要項」において、「関連日」とは、その支払期日が最初に到来した日または（いずれかの金銭の支払が不当に差し控えられ、または拒絶された場合）未払いの金額が全額支払われた日もしくは（それより早い場合）「債券の要項」に従って本債券もしくは利札のさらなる呈示がなされたなら、支払がなされる旨の通知が本債券の所持人に対してなされてから7日後の日（ただし、かかる支払が呈示もしくは引渡時に実際になされたことを条件とする。）をいう。

8. 債 務 不 履 行

IFCが (i) 本債券の元金、額面超過金もしくは利息の支払いを怠り、または、(ii) 発行、債務引受または保証した総額20,000,000米ドルまたは他の通貨によるその同等額以上の有価証券、債券（本債券を除く。）もしくは類似の債務の元金、額面超過金もしくは利息の支払いの履行を怠り、かかる不履行が90日継続した場合、本債券の所持人は、かかる不履行以後およびかかる不履行が継続している期間中いつでも、アメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントンに所在するIFCの主たる事務所にてIFCに対し、その保有する本債券につき、期限の利益喪失を宣言することを選択した旨の書面による通知（かかる通知には債券番号および額面金額を記載する。）を交付するまたは交付させることができ、かかる通知がIFCに交付された後30日目に、当該本債券は、期限の利益を喪失し、期限前償還金額に、償還される日（その日を含まない。）までの経過利息を付して直ちに支払われるものとする。ただし、それ以前に存在するすべての不履行が、かかる日までに治癒された場合はこの限りではない。

「期限前償還金額」とは、各本債券につき、上記「4. 償還および買入れ (a) 満期償還」に従って決定される満期償還額を意味する。ただし、為替参照レートは期限前償還金額の支払期日の5営業日前の日（以下「期限前償還レート決定日」という。）に決定される。期限前償還金額の決定に関しては、為替参照レート決定日は、期限前償還レート決定日と読み替えるものとする。

本「8. 債務不履行」の目的上、米ドル以外の通貨により表示される支払債務は、その支払いについて不履行がなされた日においてロンドン市所在の主要商業銀行が提示する当該通貨買い米ドル売り

の直物外国為替相場により（または、何らかの理由により当日にかかる相場が得られない場合は、その後かかる相場が得られる最初の日のかかる相場により、または IFC と協議の上、包括代理人が定めるところに従って）米ドルに換算されるものとする。

9. 債権者集会および修正

包括代理契約は、特別決議（包括代理契約に定義される。）による「債券の要項」の修正の承認を含め、本債券の所持人の利益に影響を与える事項を検討するための債権者集会を開催するための規定を有する。かかる集会は、その時点で未償還の本債券の元本総額の 10 パーセント以上を保有する本債券の所持人により招集されうる。特別決議のために開催される集会の必要定足数は、その時点で未償還の本債券の元本総額の過半を保有または代表する者 2 名以上、また延期集会においては、保有または代表する本債券の元本金額に拘らず、本債券の所持人もしくはかかる所持人を代表する者 2 名以上とする。ただし、かかる集会における議案に、特に (i) 本債券の満期日、償還日、利払日もしくは利息金額の変更、(ii) 本債券の元本または額面超過金の減額もしくは無効化、(iii) 本債券の利率の減率もしくは利息金額の計算方法もしくは計算ベースの変更、(iv) 償還金額の減額、(v) 償還金額の計算方法もしくは計算ベースの変更、(vi) 本債券の支払通貨もしくは券面種類の変更、(vii) 特別定足数の規定が適用される特別決議による承認後のみ取りうると規定された措置をとること、または (viii) 債権者集会の定足数もしくは特別決議の可決に必要な議決権の数に関する規定の修正が含まれている場合は、この限りではない。かかる場合の必要定足数は、その時点で未償還の本債券の元本総額の 75 パーセント以上、または延期集会においては 25 パーセント以上を保有もしくは代表する者 2 名以上とする。適式に可決された特別決議は、（かかる特別決議が可決された集会に出席していたか否かに拘らず）本債券の所持人およびすべての利札の所持人を拘束する。

IFC は、そうしても本債券の所持人の権利に重大な害を及ぼすとは合理的に予想しえない場合に限り、包括代理契約の修正、包括代理契約の過去の違反もしくは今後の違反の追及の放棄もしくは承認または包括代理契約の不遵守を認める。

10. 代り債券および利札

紛失、盗失、汚損、破損または破棄した本債券または利札は、適用法令および関連決済機関の諸規則に従って、ルクセンブルグ所在の支払代理人または IFC によりそのためにその時々指定されるその他の支払代理人（かつ、その指定の通知は、本債券の所持人に対してなされる。）の所定の支払場所で、請求者がその手数料および費用を支払った場合、証拠、担保および補償の条件（かかる条件は、主張される紛失、盗失、汚損、破損または破棄された本債券または利札がその後支払いのために呈示された場合に、IFC がかかる本債券、利札または追加利札に関して支払う金額を請求次第 IFC に支払う旨を含んで規定される。）ならびに IFC が要求する条件の下で、交換される。汚損もしくは破損した本債券または利札は、代替債券または利札が発行される前に引渡されねばならない。

11. 追 加 発 行

IFC は、随時、本債券の所持人の同意なしに、本債券とすべての点（または、発行日およびその初回利払い以外すべての点）で同一の要項を有し、いずれかのシリーズの残存する債券（本債券を含む。）と併合されて単一のシリーズを構成することとなる追加債券、または IFC が発行の際に決定する条件による追加債券を創設し発行することができる。「債券の要項」中で本債券という場合には、（文脈上、別段の要求がある場合を除き）本「11. 追加発行」に基づき発行され、本債券と単一のシリーズを構成するその他の債券が含まれる。

12. 通 知

本債券の所持人に対する通知は、ロンドン市において一般に頒布されている日刊紙（フィナンシャル・タイムズを予定）に公告を行うことによりなされる。かかる公告が実際上できない場合、ヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に公告することにより有効になされ

る。かかる通知は、公告の日になされたものとみなされ、また公告が複数回または異なる日になされる場合は、上記に従って最初になされた公告の日になされたものとみなされる。

本債券の確定債券が発行されるまでの間、大券がユーロクリアおよびクリアストリームに代って本債券の全部の持分が保有されている限り、ユーロクリアおよびクリアストリームから本債券の所持人に対する連絡のためにユーロクリアおよびクリアストリームに対して通知が交付されることにより、新聞の公告に代えることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリームになされた後7日目に本債券の所持人に対してなされたものとみなされる。

利札の所持人はすべての目的のため、本「12. 通知」に従って本債券の所持人になされた通知の内容を知っているとみなされる。

本債券の所持人による通知は、書面により、関連する本債券とともに包括代理人に預けることによりなされる。本債券が大券により表章されている限り、本債券の所持人による包括代理人に対する当該通知は、包括代理人とユーロクリアおよび/またはクリアストリームがかかる目的のため認める方法で、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームを経由してなすことができる。

13. 1999年契約（第三者の権利）法

何人も、1999年契約（第三者の権利）法に基づいては本債券のいずれの要項についても執行する権利を有していない。

14. 準拠法および管轄権

- (イ) 本債券および利札は英国法に準拠し、これに基づき解釈される。
- (ロ) 本債券もしくは利札より生じた、またはこれらに関連する英国裁判所における訴訟その他の法的手続（以下「手続」という。）に関し、IFCは、同裁判所の非専属的管轄権に取消不能の形で服する。
- (ハ) IFCは、英国における手続に関して、IFCに代わり、訴状送達を受ける英国における代理人として、英国 SW1P 4QP ロンドン市ミルバンク 21-24、ミルバンク・タワー12階に所在するIFCの事務所を取消不能の形で指名する。IFCが英国に事務所を置かなくなった場合、または何らかの理由によりかかる訴状送達代理人が上述のIFCの代理人として行為できなくなったか、もしくはロンドンに所在しなくなった場合、IFCは代替の代理人を指名し、直ちにかかる代替の代理人の指名を上記「12. 通知」に従って本債券の所持人に対して通知することに取消不能の形で合意する。上記の規定は、法が許容する他の方法で送達を行う権利には何ら影響しない。

包括様式の本債券に関する条項の概要

仮大券および恒久大券には、包括様式の本債券に適用される条項を含んでおり、かかる条項には本書に記載された上記「債券の要項」を補足するものがある。以下はかかる条項の概要である。

交 換 仮大券は、包括代理契約に記された様式で関連決済機関による実質的所有者が米国人でない旨の証明書を提出した場合、発行日後40日目の日以降に恒久大券上の権利と（所持人の費用負担なしに）交換可能となる。

恒久大券が決済機関のために保有されている場合に、かかる決済機関が継続して14日間（法律その他の理由による休日の場合を除く。）営業しないか、永久に業務を停止する意図を公表するか、または実際に永久に業務を停止した場合、所持人は包括代理人に通知することにより、当該所持人の負担なしで恒久大券の全部を確定債券と交換することができる。交換日以降、恒久大券の所持人は、包括代理人に対し、またはその指示に従って、恒久大券を引渡すことができる。交換に際し、IFCは、等額の元本総額の、適法に作成され認証された確定債券（恒久大券につき未払の利息に関するすべての利札を付しているものとする。）を交付するかまたは交付させるものとする。かかる確定債券は、

適用ある法定の要件に従って、また包括代理契約に付属の様式または実質的に同一の様式において証券として印刷されているものとする。恒久大券の全額の交換時に、IFC は、所持人の請求がある場合、恒久大券を、消却の上、所持人に引渡されるようにする。

「交換日」とは、仮大券が恒久大券または確定無記名債券に交換される場合、発行日から 40 日以降の日をいう。

支 払 い 交換日前、仮大券に関する支払いは、関連決済機関により実質的所有者が米国人でない旨の証明がなされた場合にのみなされる。交換日以降は、恒久大券上の持分との交換が不当に差し控えられまたは拒否される場合を除き、仮大券に関する支払いはなされない。恒久大券に表章される本債券の元利金の支払いは、包括代理人もしくはかかる目的のために本債券の所持人に対してなされた通知に記載されたその他の支払代理人またはその指示する者に恒久大券を支払いの記録のために呈示することにより、また本債券についてさらなる支払いがない場合は引渡すことにより、なされる。上記の方法でなされたそれぞれの支払いの記録は、恒久大券の該当する付表上に裏書され、かかる裏書は本債券についての当該支払いが行われたという一応の証拠となる。

通 知 本債券が恒久大券により表章され、恒久大券が決済機関のために保有されている限り、本債券の所持人への通知は、かかる通知を決済機関による正当な口座保有者への伝達のために当該決済機関に送付することによりなされる。

買入れおよび消却 買入れ後に IFC が消却を選択した本債券の消却は、恒久大券の元本金額を減額することによりなされる。

不 履 行 恒久大券の所持人は、恒久大券またはその一部を、上記「債券の要項」中の「8. 債務不履行」に記載されている事由の下で、期限の利益を喪失させる本債券の元本金額を IFC に対する通知に記載することによって、期限を到来させることができる。債務不履行事由に関する通知を送付した後、捺印証書として調印された恒久大券の所持人は、恒久大券の特定の一部を無効として、決済機関の口座保有者として当該一部につき支払いを受ける権利を有する者が約因証書に基づいて IFC に対して直接執行権を取得することを選択できる。

集 会 恒久大券の所持人は、債権者集会の定足数要件の目的上（ただし、かかる恒久大券が 1 枚の本債券のみを表章している場合を除く。）2 人として取り扱われる。当該集会においては、本債券の所持人は、かかる大券から交換される本債券の最小額面金額各々につき 1 議決権を有する。

課税上の取扱い

日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第 3 条の 3 に定義する支払の取扱者（原則として売出人および売出取扱人を含む。）を通じて交付される場合には、現行法令上、原則として、20%（15%の国税と 5%の地方税）の源泉徴収税が課される（源泉徴収税額は、その利息につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。）。居住者においては、本債券の利息の交付が支払の取扱者を通じて行われる場合には当該源泉徴収税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該法人は前記源泉徴収税を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合、雑所得として取扱われ、総合課税の対象になる。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本債券の償還額が取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上は無いものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上無いものとされる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

そ の 他

日本国金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく本債券の売出しの届出の必要はない。

国際金融公社の要約情報

下記の情報は、2008年11月12日付の情報説明書、2009年6月30日財務諸表および2009年9月30日マネージメント・ディスカッション中の情報からの翻訳である。投資家は、IFCの活動および財政に関する包括的理解のためにこの抜粋部分に依拠すべきではない。これらの事項を完全に理解するには、投資家は、情報説明書、2009年6月30日財務諸表および2009年9月30日マネージメント・ディスカッション全体を精査すべきである。

概 要

(別段の表示がない限り、2008年6月30日現在)

IFCは民間部門の発展を促進して開発途上加盟国の更なる経済的成長を促すために1956年に設立された国際機関である。IFCは、国際復興開発銀行（以下「IBRD」または「世界銀行」という。）、国際開発協会（以下「IDA」という。）、多数国間投資保証機関（以下「MIGA」という。）および投資紛争解決国際センター（以下「ICSID」という。）を含む世界銀行グループに属しているが、世界銀行、IDA、MIGA および ICSID とは別個の法人であり、独自の国際金融公社協定、株式資本、財務構造、経営陣および職員を有する。IFCへの加盟は世界銀行の加盟国に限られている。IFCの債務は世界銀行またはいかなる政府の債務でもなく、また世界銀行またはいかなる政府によっても保証されていない。

IFCは、IFCの加盟国である開発途上国の民間部門に資金および財務サービスを提供している経験豊富な国際機関である。IFCは多国的な開発銀行と民間金融機関をあわせた特徴を有している。2008年6月30日現在、IFCの総株式資本は179カ国（2008年11月6日現在は181カ国）の加盟国により保有されている。2008年6月30日現在、経済協力開発機構(OECD)の加盟国がIFCの議決権の70.33%を保有している。IFCの179カ国の株主のうち上位5大株主は、アメリカ合衆国(総議決権の23.63%)、日本(5.87%)、ドイツ(5.36%)、英国(5.03%) およびフランス(5.03%)である。概してIFCは、融資については市場金利を課しており、持分投資および負債証券への投資については市場収益を追求している。他の多くの国際機関と異なり、IFCは融資の際にその国の政府の保証を受けない。IFCの財務体質の強さは主に投資ポートフォリオの質、多額の払込資本金および利益剰余金、債務の対自己資本比率の低さ、流動資産ポートフォリオの規模、多様な収益源および継続的な収益性によるものである。

IFCの連結財務諸表作成基準 IFCの会計および報告方針は米国で一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「US GAAP」という。）に沿っている。1999年6月30日終了年度（その年度を含む。）までは、IFCはUS GAAPと国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）の両方に沿った一式の財務諸表および注記を作成していた。しかし、主として米国財務会計基準書(SFAS)改訂133号「デリバティブおよびヘッジの会計処理」（以下「SFAS 133号」という。）とIFRSにおいてそれに対応する国際会計基準39号「金融商品の認識および測定」との間の重大な相違により、2000年6月30日終了の年度以降、IFCは一式の財務諸表でUS GAAPおよびIFRS双方の要求事項を満たすことができなくなった。IFCはその様々な業務を管理するために必要な制度と制御の観点から会計基準および連結財務諸表作成の主要基準に関する改善を積極的に検討している。IFCは2009年6月30日終了年度（以下「09年度」という）にはUS GAAPに沿って連結財務諸表を作成する予定であるが、US GAAPからIFRSへの移行については、09年度中にその計画を見直したうえで継続して行く予定である。IFCは、2008年6月30日終了年度（以下「08年度」という）には、08年度の連結財務諸表において会計的見解を一新することにより公正価値の適用範囲を拡大し、IFRS移行に向けての全面的なアプローチをほぼ計画どおりに進めることができた。かかる移行は、IFC08年度連結財務諸表の注記AおよびXにより詳細に記載されている。特に断りのない限り、本書で財務成績という場合は、(i) 助言サービスに係る支出、(ii) 成果基準助成金（以下「PBG」という）、および (iii) IDA 拠出金、を差し引いた後の収益（以下「業務利益」という）を指している。業務利益には、公正価値で評価したその他の非トレーディング金融商品に係る未実現純損益の影響は含まれていない。

投資商品 2008年6月30日現在、IFCの融資、持分投資、負債証券投資などの投融資ポートフォリオの実行済み残高（以下「実行済み投資ポートフォリオ」という）は211億米国ドル（以下「ドル」または「\$」とする）であった。内訳は融資が73%、持分投資が20%、負債証券投資が7%である。実行済み投資ポートフォリオは国、地域、産業、セクター、プロジェクトの種類により様々に分かれている。IFCは通常、自己勘定による融資をプロジェクトコストの25%までにとどめているため、与信リスクは他の民間セクターの投資家と共有している。エクイティおよび準エクイティへの投資残高（減損償却後）は純資産の100%の範囲内までとしている。IFCでは投融資案件に対して厳しい基準を設けており、案件ごとに技術面、運営面、財務面、経済面に関するメリットを審査している。通常はIFCの融資条件はその概ねが市場ベースで決定されており、持分投資と負債証券投資の決断はいずれもほぼ同様のリスク・リターン評価を基準に行われる。

流動資産 2008年6月30日現在、IFCの流動資産の公正価値の残高（金融派生商品および証書貸付を控除後）は、2007年6月30日現在の133億ドルから146億ドルへと増加した。この流動資産残高とIBRDからの借入金の引出未済分の合計は、IFCの未実行融資案件および合意済み投資案件の総額を十分賄える金額となる。IFCは2007年6月30日終了年度から、流動性については外部調達資金からなる最低限の水準を維持する方針へと転換し、それによって (i) 合意済み未実行無担保優先貸付の100%、(ii) 合意済み保証の30%、(iii) 合意済み顧客リスク管理商品の30%を合計した額の少なくとも65%をカバーすることとした。IFCの流動資産は各国政府、省庁、国際機関、AAA格の企業等が発行または無条件保証している高格付けの固定利付および変動利付証券で構成されており、不動産担保証券、資産担保証券、定期預金など銀行・金融機関への無条件債務も含んでいる。IFCではこれらの投資に伴う市場リスクを、通貨スワップ、金利スワップおよび金融先物を中心としたデリバティブ商品など、各種のヘッジ技術によって管理している。

借入金 IFCは融資、持分投資、負債証券投資の資金のほぼ全額を国際資本市場で発行する負債証券によって調達しており、IBRDにはわずかな借入窓口を有しているのみである。IFCは借入れの通貨、国、資金源、返済期間などを多様化することによって、柔軟性とコスト効率を確保している。国際資本市場で直接資金調達を開始した1985年以来、IFCはこれまでに543億ドル相当の資金を37の通貨で調達している。2008年6月30日現在、IFCの借入残高は、公正価値による調整後で総額203億ドルあり、そのうちIBRDからの借入は1億ドルである。さらに、IFCは市場からの借入を変動金利の米ドル債務に変換するべく、かなりの金額の通貨スワップおよび金利スワップ取引を行っている。

事業リスク管理 民間セクター的職務を持続的に遂行していくうえでIFCは様々なリスクを負っている。IFCの経営陣は4つのグループからなる事業リスク管理の枠組みを定めた。戦略リスク、与信リスク、財務リスクおよび経営リスクである。これらのリスクを積極的に管理していくことはIFCの成功の大きな決定要素であり、安定した資本と収益基盤を維持する力であり、経営上不可欠な要素である。事業リスク管理の枠組みの一環として、IFCは財務およびエクスポージャーに関する重要な方針を数項目、および慎重さに関する数多くの方針を採り入れ、借入、貸付に伴う財務リスクおよび流動性をデリバティブ商品で管理し、また顧客リスク管理商品との関連においてもそれを利用している。デリバティブ商品に係る与信リスクは、特定の信用格付けを取引相手の要件としたり相殺決済や担保の同意を取り付けることによって制御している。

自己資本 2008年6月30日現在、IFCの自己資本（連結貸借対照表に「資本合計」と表示されている部分）は183億ドルであった。自己資本のうち132億ドルが利益剰余金で、そのうち8億ドルについては特定の用途に処分済みである。IFCは常時、リスクウェイトを乗じた資産の最低30%に相当する水準の資本勘定（払込済み資本金、利益剰余金および一般貸倒引当金の合計）を維持しておく必要がある。2008年6月30日現在の自己資本比率は48%であった。08年度の利益剰余金処分案は2008年8月7日に理事会が承認し、同年10月13日に総務会の承認によって確定されているため、2008年6月30日現在の自己資本比率には08年度の純利益に係る利益剰余金処分の影響が含まれていない。国際金融公社協定では、IFCにIBRDからの借入残高がある限り、負債（借入残高と保証残高の合計）對自己資本（応募済み資本金と利益剰余金の合計）の比率で測定したIFCのレバレッジは4.0対1を

超えてはならないことになっている。2008年6月30日現在、この比率は1.4対1であった。

主な財務データ

下記の連結貸借対照表および連結損益計算書のデータは2008年6月30日終了年度、2007年6月30日終了年度、2006年6月30日終了年度、2005年6月30日終了年度の連結財務諸表および2004年6月30日終了年度の財務諸表（いずれも独立会計法人 Deloitte & Touche LLP による監査済み）からの抜粋である。数字の中には最新の表示法に合わせて組み替えたものもある。この表は情報説明書に記載してある連結財務諸表およびその注記ならびに他の財務情報と併せて読むべきである。別段の記載のない限り、金額単位はすべて百万米ドルである。

	各年6月30日現在および6月30日終了年度				
	2008	2007 (修正再表示)	2006 (修正再表示)	2005 (修正再表示)	2004
損益計算書抜粋：					
貸付金および保証による収益.....	1,065	1,062	804	660	518
持分投資による収益.....	1,688	2,292	1,224	1,365	658
内訳：					
持分投資売却益（実現分）.....	1,396	1,941	928	723	386
配当および利益参加.....	428	385	323	258	207
未実現持分投資益.....	12	—	—	—	—
持分投資減損.....	(140)	(40)	(57)	(62)	—
その他（純額）.....	(8)	6	30	255	65
負債証券による収益.....	163	27	7	—	—
貸倒引当金・保証引当金（繰入）戻入.....	(38)	43	(15)	261	103
流動資産トレーディングによる収益.....	473	618	444	358	177
借入金費用.....	(782)	(801)	(603)	(309)	(141)
その他の収益.....	113	99	109	86	75
その他の費用.....	(555)	(500)	(477)	(423)	(383)
非トレーディング取引による為替差（損）益.....	(39)	(5)	6	(7)	4
助言サービスに係る支出、PBGに係る支出、IDA 抛出金および公正価値評価のその他の非トレ ーディング金融商品の未実現（損）益 - 純額.....	2,088	2,835	1,499	1,991	1,011
助言サービスに係る支出.....	(123)	(96)	(55)	(38)	(29)
PBGに係る支出.....	(27)	—	(35)	—	—
IDA 抛出金.....	(500)	(150)	—	—	—
その他の非トレーディング金融商品の公正価値 による未実現純（損）益を控除する前の収益 （業務利益）.....	1,438	2,589	1,409	1,953	982
その他の非トレーディング金融商品の公正価値 による未実現純（損）益.....	109	(99)	(145)	61	11
純利益.....	1,547	2,490	1,264	2,014	993
連結貸借対照表抜粋：					
資産合計.....	49,471	40,599	38,547	39,583	32,361
関連デリバティブ控除後流動資産.....	14,622	13,269	12,730	13,325	13,055
貸出金、持分投資および負債証券投資（純額）.....	23,319	15,796	12,787	11,489	10,279
実行済み借入金残高（公正価値修正を含む）.....	20,261	15,879	14,967	15,359	16,254
資本合計.....	18,261	14,017	11,141	9,821	7,782
内訳：					
未処分繰越利益剰余金.....	12,366	10,604	7,868	6,894	5,193
利益剰余金処分額.....	826	606	852	562	225
資本金.....	2,366	2,365	2,364	2,364	2,361
累積その他包括利益.....	2,703	442	57	1	3
主要財務比率：(1)					
平均資産利益率(2).....	3.2%	6.5%	3.6%	5.4%	3.1%
平均自己資本利益率(3).....	9.7%	21.0%	13.6%	22.6%	13.7%
翌3年間の純現金所要額に対する現金および短 期投資の比率(4).....	62%	85%	112%	142%	116%

外部調達資金の流動性レベル(4)	96%	95%	該当なし	該当なし	該当なし
負債比率(5)	1.4:1	1.3:1	1.5:1	1.8:1	2.3:1
自己資本比率(6)	48%	57%	54%	50%	48%
実行済み貸付ポートフォリオの損失額に対する 貸倒引当金総額(7)	5.5%	6.5%	8.4%	9.9%	14.0%

- (1) 主要財務比率は通常、その他の非トレーディング金融商品の公正価値による未実現純損失および累積包括利益の影響を排除して計算する。
- (2) 平均資産利益率とは、当年度末と前年度末の総資産の平均に対する当年度の運用利益のパーセンテージをいう。
- (3) 平均自己資本利益率とは、当年度末と前年度末の自己資本（資本金の払込未済額を除く）の平均に対する当年度の運用利益のパーセンテージをいう。
- (4) IFCは2007年6月30日終了年度から、流動性については外部調達資金からなる最低限の水準に維持する方針へと転換し、それによって (i) 合意済み未実行無担保優先貸付の100%、(ii) 合意済み保証の30%、(iii) 合意済み顧客リスク管理商品の30%を合計した額の少なくとも65%をカバーすることとした。
- (5) 負債比率とは、年度末の払込資本金および利益剰余金の合計に対する借入額および保証残高の合計の比率をいう。
- (6) 自己資本比率とは、リスクウェイトを乗じた資産（オフバランスの資産も含む）に対する資本勘定（払込資本金、利益剰余金、一般貸倒引当金を含む）の比率をいう。この比率にはIFCの連結貸借対照表に計上されている利益剰余金処分額は含まない。
- (7) 実行済み貸付ポートフォリオの損失額に対する貸倒引当金総額とは、年度末の実行済み貸付ポートフォリオの損失額に対する貸倒引当金総額のパーセンテージをいう。

財 務 書 類

本頁以降に記載の IFC の連結貸借対照表および連結損益計算書は、IFC の 2009 年 6 月 30 日財務諸表からの抜粋である。以下の情報は、2009 年 6 月 30 日財務諸表および本書に含まれる他の情報と合わせて読まれるべきである。

国 際 金 融 公 社 連 結 貸 借 対 照 表

2009 年 6 月 30 日および 2008 年 6 月 30 日現在

(単位百万米ドル)

	2009 年 6 月 30 日現在	2008 年 6 月 30 日現在
資 産		
現金及び銀行預金	\$ 380	\$ 344
定期預金	3,877	8,418
売買目的有価証券	20,243	12,346
売戻条件付購入有価証券	544	35
投資		
貸付金(\$386 - 2009 年 6 月 30 日、\$248 - 2008 年 6 月 30 日(公正価値))(貸倒引当金純額 \$1,238 - 2009 年 6 月 30 日、\$848 - 2008 年 6 月 30 日)	15,328	14,381
持分投資(\$3,243 - 2009 年 6 月 30 日、\$4,702 - 2008 年 6 月 30 日(公正価値))	5,344	7,318
負債証券	1,542	1,620
投資合計	<u>22,214</u>	<u>23,319</u>
デリバティブ資産	2,195	1,630
受取債権及びその他資産	2,030	3,379
資産合計	<u>\$51,483</u>	<u>\$49,471</u>
負債及び資本		
負 債		
買戻条件付売却有価証券及び担保受入金返還債務	\$ 6,388	\$ 6,018
借入金残高		
市場からの調達 (償却後原価)	399	422
市場からの調達 (公正価値)	25,261	19,785
世界銀行からの調達 (償却後原価)	51	54
借入金合計	<u>25,711</u>	<u>20,261</u>
デリバティブ債務	1,553	1,408
未払債務その他の負債	1,709	3,523
負債合計	<u>35,361</u>	<u>31,210</u>
資 本		
授權資本 額面 1,000 米ドルの株式 2,450,000 株		
払込済資本	2,369	2,366
累積その他包括利益	711	2,703
利益剰余金	<u>13,042</u>	<u>13,192</u>
資本合計	<u>16,122</u>	<u>18,261</u>
負債及び資本合計	<u>\$51,483</u>	<u>\$49,471</u>

国際金融公社 連結損益計算書

2009年6月30日に終了した各3会計年度

(単位百万米ドル)

	6月30日終了年度		
	2009年	2008年	2007年
投資収益			
貸付・保証収益	\$ 871	\$ 1,065	\$ 1,062
貸付・保証損引当金（繰入）戻入	(438)	(38)	43
持分投資（損失）収益	(42)	1,688	2,292
負債証券収益			
（2009年6月30日 - 非臨時損失総額\$42、内\$34がその他の包括的利益計上）	71	163	27
投資収益合計	462	2,878	3,424
流動資産トレーディング収益	474	473	618
借入費用	(488)	(782)	(801)
借入費用控除後投資・流動資産トレーディング収益	448	2,569	3,241
その他収益			
サービス・フィー	39	58	53
その他	114	55	46
その他収益合計	153	113	99
その他費用			
管理費	(582)	(549)	(482)
年金その他退職金制度からの費用	(34)	(3)	(15)
その他	(13)	(3)	(3)
その他費用合計	(629)	(555)	(500)
非トレーディング取引の為替差益（損）	10	(39)	(5)
助言業務支出	(129)	(123)	(96)
業績基準補助金及びIDA融資適格国のためのIFC SMEベンチャーに対する支出	(6)	(27)	-
公正価値で計上されるその他非トレーディング金融商品の純利益（損失）控除前利益（損失）	(153)	1,938	2,739
公正価値で計上されるその他の非トレーディング金融商品の純利益（損失）	452	109	(99)
IDA 拠出金控除前利益	299	2,047	2,640
IDA 拠出金	(450)	(500)	(150)
純（損失）利益	\$ (151)	\$ 1,547	\$ 2,490

**国際金融公社
連結包括損益計算書**

2009年6月30日に終了した各3会計年度

(単位百万米ドル)

	2009年	2008年	2007年
純(損失)利益	\$ (151)	\$ 1,547	\$ 2,490
その他の包括(損失)利益			
当年度発生 of 負債証券未実現(損失)利益純額	(237)	126	138
控除: 純利益に含まれる実現利益の再区分調整	(8)	(104)	(1)
控除: 純利益に実現されている評価損の非クレジット関連部分の再区分調整	(34)	—	—
追加: 純利益に含まれている評価損の再区分調整	105	—	—
負債証券未計上利益純額	(174)	22	137
当年度発生 of 持分証券未実現(損失)利益純額	(1,114)	92	—
控除: 純利益に含まれる実現利益の再区分調整	(810)	(570)	—
追加: 純利益に含まれる評価損の再区分調整	453	—	—
持分投資未実現損失純額	(1,471)	(478)	—
年金制度の未計上保険統計上の損失及び未計上過去勤務クレジット(費用)	(346)	(206)	—
持分法に基づく投資の為替換算調整	—	—	2
その他包括利益(損)合計	(1,991)	(662)	139
包括(損失)利益合計	\$ (2,142)	\$ 885	\$ 2,629

本頁以降に記載の IFC の要約連結貸借対照表および要約連結損益計算書は、IFC の 2009 年 9 月 30 日マネージメント・ディスカッションからの抜粋である。以下の情報は、2009 年 9 月 30 日マネージメント・ディスカッションおよび本書に含まれる他の情報と合わせて読まれるべきである。

国 際 金 融 公 社 要 約 連 結 貸 借 対 照 表

2009 年 9 月 30 日（無監査）および 2009 年 6 月 30 日（無監査）現在

	<u>2009 年</u> <u>9 月 30 日現在</u>	(単位百万米ドル) <u>2009 年</u> <u>6 月 30 日現在</u>
資 産		
現金及び銀行預金	\$ 528	\$ 380
定期預金	4,594	3,877
売買目的有価証券	24,137	20,243
売戻条件付購入有価証券	279	544
投資		
貸付金(\$441 - 2009 年 9 月 30 日、\$386 - 2009 年 6 月 30 日(公正価値))(貸倒引当金純額 \$1,374 - 2009 年 9 月 30 日、\$1,238 - 2009 年 6 月 30 日)	16,243	15,328
エクイティ投資(\$4,096 - 2009 年 9 月 30 日、\$3,243 - 2009 年 6 月 30 日(公正価値))	6,222	5,344
負債証券	1,720	1,542
投資合計	<u>24,185</u>	<u>22,214</u>
デリバティブ資産	2,459	2,195
受取債権及びその他資産	2,706	2,030
資産合計	<u>\$ 58,888</u>	<u>\$ 51,483</u>
負債及び資本		
負 債		
買戻条件付売却有価証券及び担保受入金返還債務	\$ 9,055	\$ 6,388
借入金残高		
市場からの調達(償却後原価)	1,568	399
市場からの調達(公正価値)	27,383	25,261
世界銀行からの調達(償却後原価)	50	51
借入金合計	<u>29,001</u>	<u>25,711</u>
デリバティブ債務	1,181	1,553
未払債務その他の負債	2,566	1,709
負債合計	<u>41,803</u>	<u>35,361</u>
資 本		
資本金 (授權資本 額面 1,000 米ドルの株式 2,450,000 株)		
払込済資本	2,369	2,369
累積的その他の包括利益	1,594	711
利益剰余金	13,122	13,042
資本合計	<u>17,085</u>	<u>16,122</u>
負債及び資本合計	<u>\$ 58,888</u>	<u>\$ 51,483</u>

国際金融公社 要約連結損益計算書

2009年9月30日（無監査）および2008年9月30日（無監査）に終了した各3ヶ月間

	(単位百万米ドル)	
	2009年	2008年
投資収益		
貸付・保証収益.....	\$ 223	\$ 185
貸付・保証損引当金繰入.....	(127)	(44)
負債証券収益 (2009年9月30日 - 非臨時損失総額\$3、内\$2が その他の包括的利益計上)	8	(5)
エクイティ投資（損失）収益.....	233	67
投資収益合計	337	203
流動資産トレーディング収益.....	320	47
借入費用.....	(89)	(144)
借入費用控除後投資・流動資産トレーディング収益	568	106
その他収益		
サービス・フィー.....	10	11
その他.....	32	25
その他収益合計	42	36
その他費用		
管理費.....	(153)	(166)
年金その他退職金制度からの費用.....	(17)	(9)
その他.....	(2)	(9)
その他費用合計	(172)	(184)
非トレーディング取引の為替差益（損）	(48)	62
助言業務支出.....	(49)	(56)
業績基準補助金及び IDA 融資適格国のための IFC SME ベンチャーに対する支出.....	(2)	-
公正価値で計上されるその他非トレーディング金融 商品の純利益（損失）控除前利益（損失）	339	(36)
公正価値で計上されるその他の非トレーディング金融 商品の純利益（損失）	(259)	108
純（損失）利益	\$ 80	\$ 72